

意見書

平成 17 年 3 月 17 日

情報通信審議会


電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

住所 とうきょうとみなとくひがししんぼしちちようめ 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 そふとばんくびーびーかぶしきがいしゃ ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫正義

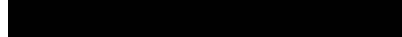
メールアドレス 

郵便番号 105-7316

住所 とうきょうとみなとくひがししんぼしちちようめ 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 にっぽんてれこむかぶしきがいしゃ 日本テレコム株式会社

代表執行役社長 倉重 英樹

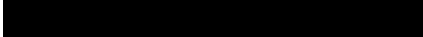
メールアドレス 

郵便番号 111-8016

住所 とうきょうとみなとくだいばにちちようめ 東京都港区台場二丁目3番1号

氏名 にっぽんてれこむ あいでいーしーかぶしきがいしゃ 日本テレコム・アイディーシー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう かさい かずひこ
代表取締役社長 笠井和彦

メールアドレス 

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 17 年 2 月 25 日付情審通第 26 号で公告された接続約款案について、別紙の通り意見を提出します。

今回の接続約款変更案（平成 16 年度接続料に係る見込み通信量等による精算）は、平成 15 年 4 月 11 日付総務省令（接続料規則）改正および同年 4 月 22 日付 NTT 東西接続約款変更認可により実施が規定されております。しかしながら、私共としては、このような事後精算制度自体が、公正な競争を促進し利用者利便を向上させる接続ルールの趣旨に反すると共に、電気通信事業法にも違反するものと考えております。したがって本変更案につきましても、同様に許容できるものではないと考えます。

< 接続ルールの趣旨に反する問題点 >

トラヒックが増加傾向であった際には実施されず、トラヒックが減少傾向に転じた際に実施されるという著しくバランスを欠いた措置であること

接続事業者は他社のトラヒック動向により精算金額が変動することで業績が左右され、事業計画が立てられないこと

< 事業法に違反する問題点 >

事業法の委任がないこと

接続料を低廉化するとともに NTT 東西の経営効率化を促すという長期増分費用方式導入の趣旨に反すること

フォワードルッキングコストを算定する長期増分費用方式の趣旨に反すること

事後精算の方法が、公正妥当な接続料を求める事業法の規定に違反すること

以上